

海外まき網漁業 — 現状と可能性 —

社団法人 海外まき網漁業協会

会 長 中 前 明

第 **543** 号
(第 47 卷 第 3 号)

編 集 一 般 財 団 法 人 東 京 水 産 振 興 会
発 行

日本漁業は、沿岸、沖合、そして遠洋の漁業といわれるが、われわれは、それぞれが調和のとれた振興があることを期待しておるので、その為には、それぞれの個別的な分析、乃至振興施策の必要性を、痛感するものである。坊間には、あまりにもそれぞれを代表する、いわゆる利益代表的見解が横行しすぎる嫌いがあるのである。われわれは、わが国民経済のなかにおける日本漁業を、近代産業として、より発展振興させることが要請されていると信ずるものである。

ここに、われわれは、日本水産業の個別的な分析の徹底につとめるとともに、その総合的視点からの研究、さらに、世界経済とともに発展振興する方策の樹立に一層精進を加えることを考えたものである。

この様な努力目標にむかってわれわれの調査研究事業を発足させた次第で冊子の生れた処に、またこれへの奉仕の、ささやかな表われである。

昭和四十二年七月

財団法人 東京水産振興会
(題字は井野碩哉元会長)

目次

海外まき網漁業
— 現状と可能性 —

第五四三号

| | |
|-----------------------|----|
| 一、はじめに…………… | 1 |
| 二、海外まき網漁業の発展過程…………… | 6 |
| 三、海外まき網漁業の現状…………… | 9 |
| 四、南方漁場をめぐる近年の変化…………… | 20 |
| 五、現在何が起こっているのか…………… | 26 |
| 六、日本の海外まき網漁船の可能性…………… | 37 |
| 附 漁船漁業の将来…………… | 49 |
| 参考文献…………… | 55 |

時事余聞 編集後記

なかまへあきら
中前明



略歴
▽京都市生まれ、京都大学卒業、早稲田大学卒業、石川

県農林水産部次長、水産庁生態系保全室長、資源課長、水産加工課長、漁業保険課長、研究指導課長、審議官、増殖推進部長を経て水産庁次長、(独)水産総合研究センター理事長。現在、(社)海外まき網漁業協会会長。この間、国際捕鯨委員会日本政府代表、中西部太平洋まぐろ類保存委員会日本政府代表等を歴任。

編著書

『新水産ハンドブック』(講談社)、『水産海洋ハンドブック』(生物研究社)、『水産の21世紀』(京都大学学術出版会)等。

海外まき網漁業

― 現状と可能性 ―

社団法人海外まき網漁業協会

会長 中 前 明

一. はじめに

一昨年、筆者の住む市の海外交流協会が主催した講演会にミクロネシア連邦のジョン・フィリッツ駐日大使の名前があるのを目にして参加を申し込んだ。当日の大使の講演要旨は、日本の経済協力によって同国の首都があるポンペイ島の飛行場の滑走路延長工事が完成し、日本からの直行便が初めて飛ぶことになったので、更にいろいろな交流を推進したいというものであった。ミクロネシア連邦の美しい風景写真や、初

ミクロネシア連邦との絆を深める

めて聴く大使のウクレレ演奏と大使館員の方の現地の歌を交え、ほのぼのとした雰囲気
の講演会であった。質疑の際、筆者から、「日本の現在の世代にとって近くて遠い
国であるミクロネシアは、実は非常に身近な国であり、日本人が毎日食べる料理のベ
ースでもある鰹節、それからうまれる削り節、粉末だし、液体調味料の原料のおよそ半
分近くは、このミクロネシアの海で獲れたカツオである。したがって、ミクロネシア
連邦との絆を深めることは、日本人の日常生活にとっても大事なことである。」との
趣旨の発言をしたところ、会場から拍手があり、また、大使からよい話をしてもらっ
たとお褒めの言葉を頂いた。本稿の主題は、このカツオを日本の食卓に運ぶ「海外
まき網漁業」である。

一昨年三月十一日、東北、東日本を襲った未曾有の大地震と津波は、記憶に新し
いが、この震災の大被災地と本漁業は密接な関係にある。石巻、女川に本社を置く会
社も四社あり、また、漁労長や乗組員の多くが、この地方の出身者であった。遙か南
方の漁場で、この災害を知った彼らは、安否の確認のため、直ちに漁場を引き上げ日
本への帰途に就いた。直接故郷の現場に向かうものや、救援物資を積み込み現場に向
かうものなど、ほぼ全船が被災地に赴いた。津波後の海面は、流出した大量のがれ
きや浮遊物のため港に接岸することが困難となっていたが、海まき船独特の装備であ
る、投網時などに使う付属艇が大活躍することとなった。幅広で喫水が浅く、漁網が

海外まき網漁船の強力なライト
は、ただ被災地に取り残さ
れた人々に勇気を与えたことか

スクリューに絡まないようにするケージ状のガードなど、災害後の水域でその特性を
いかんなく発揮し、自ら運んだ物資のみならず水産庁の官船などが運搬する物資の陸
揚げに大活躍することとなり、後日、農林水産大臣から感謝状が贈られたところであ
る。「電気もなく真つ暗な海面を煌々と照らす海外まき網漁船の強力なライトは、ど
れだけ被災地に取り残された人々に勇気を与えたことか」という話を聞いたのもつい
昨日のことのようである。

昨年（二〇一二年）は、海外まき網漁業にとって、主たる漁場の中西部太平洋に点
在する島嶼国の入漁のための条件が、これまでになく厳しいものとなった年であった。
過密な状況にある本邦周辺漁場を離れ、遠く海外漁場に活路を見出すべく太平洋はも
とより、遠く大西洋、インド洋にまで展開し、主にカツオ、キハダなどの加工原料魚
を我が国市場に届け続けた本漁業であるが、現在ほとんど全ての漁場が外国の二〇〇
カイリ内に囲い込まれ、その上、入漁料支払い方式が、これまでの漁獲高に応じた、
いわば出来高払いであったものが、入域日数を基準とする入場料方式に変わり、更に、
外国人オプザーバーの一〇〇%乗船義務などが課せられ、また各種の規制が矢継ぎ早
に導入されるなど、日々その対応に追われているという状況にある。

筆者は、これまで海外まき網漁業に数度にわたって関係してきた。第一回目は、

海外まき網漁業を概観するとともに、諸問題を取り上げてみたい

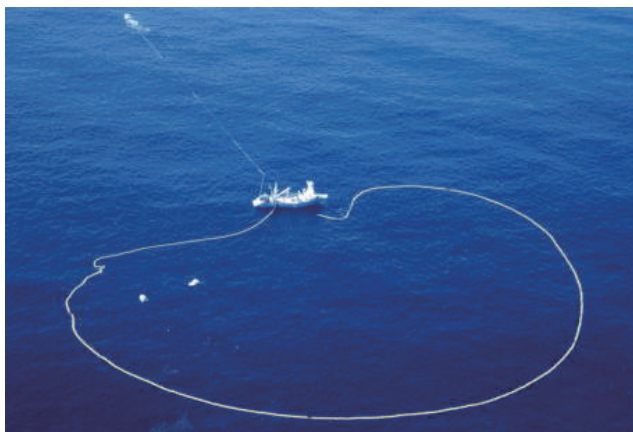
一九八一年当時、新たに遠洋かつお一本釣り漁業および北部太平洋まき網漁業からの参入のため漁法転換による増隻が行われることになり、当時の水産庁海洋漁業部遠洋漁業課のかつおまぐろ漁業担当官として、転換原案作成に携わった。第二回目は、同じく水産庁の審議官として、二〇一二年に設立準備段階にあった中西部太平洋条約(WCPFC)関係の会合に参加し、引き続き水産庁次長時代の同条約発足後も数度の年次会議に政府代表として参加している。また、三回目は独立行政法人水産総合研究センターの理事長の時にセンターが調査船として海外まき網漁船の日本丸を用船し、インド洋水域で搭載艇を使用しない方式での操業試験に関わりをもった。そして、四度目は、期せずして、社団法人海外まき網漁業協会の会長に就任し、本漁業の振興発展を担うこととなった。このように振り返ってみると今更ながら感慨深いものがある。

本稿では、この海外まき網漁業を概観するとともに、現在抱えている諸問題を取り上げてみたい。そして、日本食の基本ともいべき鯷節をはじめとする調味料原料の約七割を供給する海外まき網漁業が今後とも我々日本人の手により、維持することが可能かという点を検証してみたいと思う。

なお、本稿は二〇一三年二月現在の状況を踏まえ記述したが、特に南方漁場を取り巻く環境は、日々変化している状況にある。



操業中の海外まき網漁船 (1)



操業中の海外まき網漁船 (2)

二・海外まき網漁業の発展過程

(1) 発展初期

「海外まき網漁業史」に詳しいが、発展の前段階として三つの流れがある

現在の海外まき網漁業の主漁場である西部太平洋海域における漁業の発展の過程は、二〇〇四年に海外まき網漁業協会が刊行した「海外まき網漁業史」に詳しいが、概観すると、まず、発展の前段階として、大きく三つの流れがあったことが記されている。

第一は、日本近海で操業する北部まき網漁業者が、近海にカツオの魚群が来遊しない期間に南方海域で操業し、カツオ・マグロまき網の周年操業の確立を目指した。第二は東部太平洋海域での米国まき網漁船の好成績に刺激された北部まき網漁業者による一九六九年から数年間の出漁である。そして第三は大西洋海域でのマグロ延縄漁業の釣獲率低下の打開策として、一九六七年からガーナのテマを基地にして行った母船式まき網漁業である。

このうち、第二については、全米熱帯マグロ類委員会 (IATTC) の管理下にある東部太平洋海域に進出することを希望するまき網漁業会社が、将来の発展を期するため、一九六六年に海外まき網漁業者協議会を結成し、また、一九七〇年には海外ま

海外まき網漁業者協議会も改組し社団法人化に

き網漁業株式会社を設立の上、試験船日本丸を建造して海洋水産資源開発センターの調査船として東部太平洋および西アフリカ沖合海域の開発調査を行った。同時に海外まき網漁業者協議会についても、改組して社団法人化されることとなった。

また、一九七二年からは、西太平洋海域での本格的な操業を開始したが、一九七七年時点までに一三隻が操業し、この体制が一九八〇年に北部まき網漁業と遠洋カツオ一本釣り漁業からの転換が認められるまで続く。

(2) 漁法転換等による増隻

遠洋カツオ釣り漁業は一九六五年頃より、南方海域に新しい漁場を開拓し、漁場を外延的に拡大することによって、周年操業が可能になり專業化が進行した。しかし、航海の長期化によって、年間出漁日数に占める漁場までの往復航海日数が増大し、操業効率が悪化するという事態に直面した。さらに、一九七三年のオイルショックによる燃油価格の高騰は、一層のコストの上昇をもたらした。遠洋カツオ釣り漁業の冷凍カツオは、加工原魚としての市場が供給過剰な状態となり、産地価格は低迷し、円高による輸出の不振、二〇〇海里規制の強化など厳しい状況下であり、採算が悪化する企業体が続出した。こうした背景のもとに、遠洋カツオ釣り業界は、昭和五十五年を初年度として、遠洋カツオ釣り漁船一五〇〇トンを廃業して、その見合いに海外まき

網漁船四九トン型一隻に転換する計画を三年間継続して、遠洋カツオ釣り漁船五〇隻を削減し、海外まき網漁船一〇隻に転換し、これにより、残存する遠洋カツオ釣り漁業の再建を図るという構造改善策を取りまとめ、これが実行に移された。

一方、北部まき網漁業から海外まき網漁業への転換は、遠洋カツオ釣り業界の反対によって、一九七七年から凍結されていたが、上記のとおり、遠洋カツオ釣り業界から海外まき網漁業への転換要望が出されたことから、北部まき網一・二六トン型一カ統、三〇〇トン型遠洋カツオ・マグロ一隻、近海カツオ・マグロ甲海域操業船一隻の廃業を見合いとして海外まき網一隻と転換が実施され、これにより、合計九隻が転換した。この結果、既存船一三隻に加えて、遠洋カツオ釣り漁業からの転換船一〇隻と北部まき網漁業からの転換船九隻で計三二隻となった。

昭和五十五年を初年度とした構造改善策のあと北部まき網漁業から転換するなどいくつかの経過を経て、海外まき網漁業は西太平洋海域において三五隻となり、今日に至っている。

更に、北部まき網業界として、当時南限線が開放されていた北部まき網漁業の操業区域を利用して、船団方式で南方海域に出漁したが、これらの許可保有者が一九九五年に三隻の海外まき網漁船に転換することとなった。以上の経過を経て、海外まき網漁業は西太平洋海域において三五隻となり、これが今日に至っている。

三．海外まき網漁業の現状

(1) 許可制度

操業許可の一斉更新時に分離案が検討されたが、そのまま大中型まき網漁業の枠内で許可となった。

一九八二年の大中型まき網漁業許可の一斉更新時には、海外まき網漁業を大中型まき網漁業から分離し、新たな指定漁業とする案が検討されたが、北部太平洋海区のまき網漁業との関連を考慮し、分離によるまき網漁業の混乱を避けるため、そのまま大中型まき網漁業の枠内で許可がなされることとなり、これが現在に至っている。また、海外まき網漁業の操業区域については、太平洋中央海区として北部太平洋海区から分離することとなり、具体的には、大中型まき網漁業のうち、太平洋中央海区、インド洋海区を操業区域とし、二〇〇トン以上の船舶を使用し、周年カツオ・マグロを漁獲対象として操業するものを称して、海外まき網漁業と定義された。太平洋中央海区の漁場としては、中西部太平洋諸国のミクロネシア、パラオ、キリバス、マーシャル、ナウル、ツバル、フィジー、ソロモンおよび周辺の公海とされた。

また、インド洋海区は、一九九二年の許可一斉更新時に新設された操業区域であり、それまでこの海区で試験操業を行ってきた一〇隻が、本許可に移行した。漁場は、セインシェル二〇〇海里水域および公海とされた。

(2) 漁場

操業海域は、概ね北緯二〇度以南となっているが、公海の占める割合が少なく、島嶼国に囲まれた水域の操業で、台湾、韓国、米国、欧州など各国のまき網船が入り乱れている

海外まき網漁業の操業海域は、概ね北緯二〇度以南となっており、また一部の漁船については、インド洋水域、北緯二〇度以北での操業が許可されている(図1)。また、夏場の六〜九月に北緯二〇度以北の北部太平洋海区で操業する漁船もある。南太平洋の漁場は、ミクロネシア連邦、パラオ共和国、マーシャル諸島共和国、パプアニューギニア、ソロモン諸島、ナウル共和国、キリバス共和国、ツバル等の経済水域であるが、広大な中西部太平洋は、東太平洋や大西洋、そしてインド洋と比べ、公海の占める割合が少なく、加えて、狭いとはいえ、好漁場の中心的な場所に位置する島嶼国の二〇〇カイリ水域に囲まれた二つの公海が事実上閉鎖された状況にある。

したがって、現在海外まき網漁業は、いずれかの島嶼国の二〇〇カイリ水域に入漁しなければ操業できない状況にある。そして、この水域で、我が国のほかに、台湾、韓国、中国、米国、欧州、島嶼国のまき網漁船が、入り乱れてしのぎを削っているのが今日の姿である。このことは、かつての北洋や南方のトロール漁業と同様な状況にあるわけで、これらの漁業が辿ったのと同じく厳しい途を歩まざるを得ないのではないかというのが、本漁業の現状である。

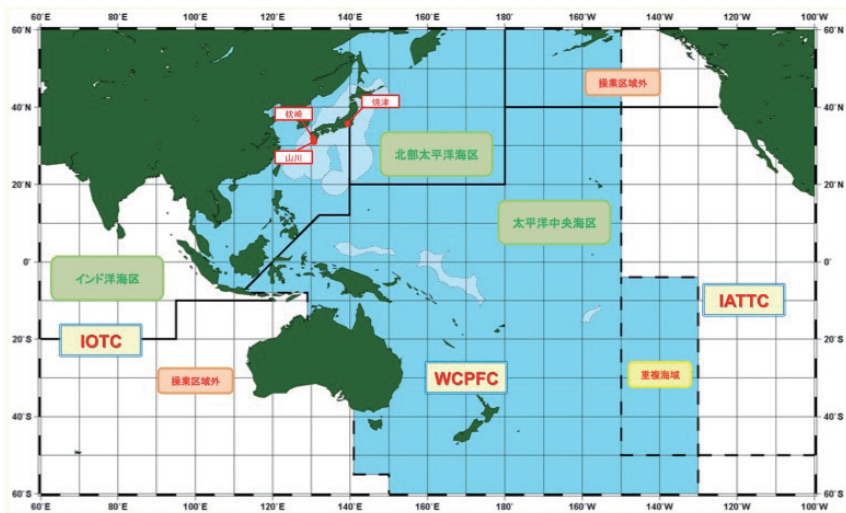


図1 海外まき網船の漁場

(3) 隻数

三五隻体制を維持してきたが、最近では、中西部太平洋島嶼国からの要請によって現地合弁事業に参加する船も年々増加し、日本籍は漸減

海外まき網漁業は、国内のさまざまな漁業調整を経て増隻してきた。そして、近海まき網漁業や遠洋かつお一本釣り漁業からの転換船を含め、三五隻体制を長年維持してきたが、最近では、中西部太平洋島嶼国からの要請によって現地合弁事業に参加する船が年々増加しており、日本籍の海外まき網漁船は漸減している。今後とも、島嶼国が自国経済水域を自国関係船に優先権を与える傾向が強まるものと考えられることからこの傾向が続くものと考えられる。

一方、これとは対照的なのが、日本以外の諸外国の状況である。前述のようにアジア諸国、欧米諸国にあつては、旺盛な投資対象として、資源的にも余裕があり、需要も旺盛な中西部太平洋のカツオが注目を浴びるようになってきた。それまではほぼ、横ばいであった漁船が一九八〇年頃から増加に転じ、一九九〇年以降は大幅な増加になっている。このことは、漁獲総量の大幅な増加と全漁業に占めるまき網の漁獲比率が大幅に拡大したことに加え、生産規模の拡大を抑制し続けてきた日本のシェアの低下を招くことになった。

これは、資源の持続的利用を標榜する我が国の基本的な姿勢を強く表現してきた一方、水産という我が国が拡大可能な資源開発分野において、自らその可能性を封じてきたともいえるし、船団の勢力が強く反映される国際会議の場での発言の重みに少なからぬ影響を与えてきたと思われる。中西部太平洋水域において、カツオ・マグロ関連漁業で圧倒的な地位を持っていた日本の歴史を振り返れば、もう少し優位な立場に立てたのではなかったか、と思う関係者も多いのではなからうか。

(4) 船型

日本の海外まき網漁船は、前述のとおり、歴史的に複雑な漁業調整の過程を経ており、他の関係業種、即ち、遠洋、近海のかつお一本釣り漁業、まぐろはえ縄漁業、近海のまき網漁業等との調整の結果、他国に例を見ない総トン数による船型制限を受けてきた。これは、我が国においては、漁獲努力量もつばら漁船の総トン数で規制されてきたことが背景にある。現在、大多数の日本の海外まき網漁船は、国内表示で三四九トン（国際トン数で概ね一〇〇〇トン）に制限されており、二〇一二年の指定漁業の許可の一斉更新において、三隻に限って七六〇トン（国際トン数で概ね一八〇〇トン）が許可された。同じく中西部太平洋を漁場とする、他の東アジア諸国や、欧米の漁船がこのような規制を受けることなく、日本の七六〇トン船型を上回る大型の漁船で操業を行っている。操業の効率性や船舶の安全性、労働環境等から考えても、海外まき網漁業のような国際漁業にあつては、少なくとも外国漁船と同じ条件で操業を可能にすることが必須と考えられる。特に、二〇一二年から本格実施になっ

大多数の日本漁船は三四九トンに制限されている

たVD方式による入漁料支払いが、船のトン数ではなく、船の長さで差を設けており、全長八〇メートルまでは同じ入漁料であることから考えても、次世代につながる代船を建造し、本漁業を維持していくことができるかどうかは、この国内規制の改善が必須の条件となる。

(5) 操業形態

海外まき網漁船は操業形態からみても、特異な存在である。多くの日本漁業が、その発展過程において資源を追い求めながら外延的拡大を行ってきたおり、その最も極端な例が一年以上の航海を行う遠洋まぐろはえ縄漁船であろう。海外まき網漁船の場合も、前述したように、その起源はいくつかあるが、基本的に狭隘な我が国周辺漁場から南方漁場に展開していったものである。一つの起源であるかつお一本釣り漁業にあつては、沿岸からの漁場拡大の歴史を辿っており、もう一つの近海まき網からの転換も同様のことがいえよう。そして、その影響が現在の海外まき網漁業にも残っているとみられる。

諸外国のまき網漁船が、周年漁場に滞在し、漁獲物を運搬船に転載し、主としてパシフィックの缶詰加工向け市場に供給する形態をとっているのに比べ、我が国の場合は、主として焼津や枕崎などの鯉節用の加工原料を供給することから、満船することによって日本に帰国

我が国の場合は、主に焼津や枕崎などの鯉節用の加工原料を供給することから、満船することによって日本に帰国

とに片道五日〜一週間の航海を行って、日本へ帰国し水揚げを行っている。このことは、乗組員にとつても年に六〜七回の帰国が可能であるという、大型の遠洋漁業にとつては例外的な操業形態となっている。漁労長はじめ乗組員の大半が、もともと近海まき網が発達した宮城県などの東北地方出身者であることもこれまでこのような形態を維持してきた要因の一つとみることができよう。

南方の島嶼国の経済水域内の漁場に依存する海外まき網漁業であるが、自国の経済的利益の最大化を目指す島嶼国は、入漁料の支払い以外にも、自国の港湾内において外国漁船の漁獲物転載や陸揚げを促進することにより、港湾使用料の徴収や雇用の拡大を図っており、年々その要求が強くなる傾向にある。加えて、燃油価格の高止まりや、基本的に入域日数でカウントされる高額な入漁料という経営条件のもとで、今後とも、このような日本型操業が維持できるか、現在はその分岐点にあるのではなからうか。

(6) 生産状況

生産量はほぼ二〇万トン前後で安定的に推移、海域全体の漁獲量が急増しているのと対照的

海外まき網漁業の生産量は、近年ほぼ二〇万トン前後で安定的に推移しており、中西部太平洋の全体漁獲量が急激に増大しているのと比べ対照的である。これは、各国のまき網漁船数が大幅に増加しているのに対し、過去の経緯から国内規制により総隻数を三五隻に制限されているためであり、全体生産量に占める我が国船団の比率も

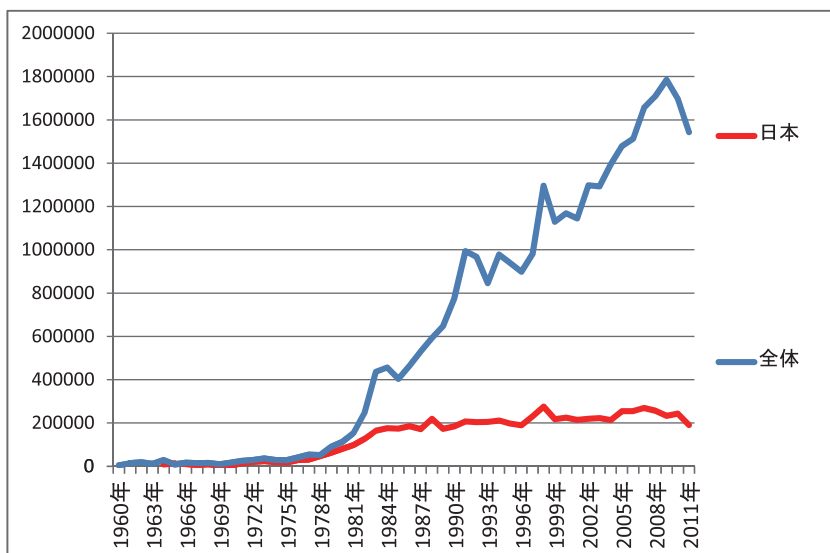


図2 海まき船のかつお・まぐろ類年度別漁獲量 (単位: トン)

資料: (社) 海外まき網漁業協会

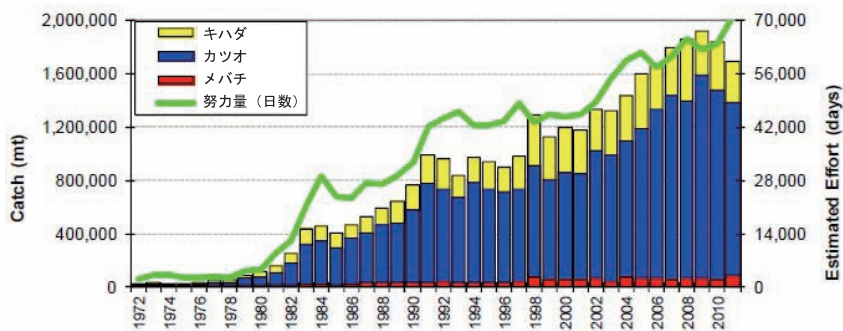


図3 WCPFC 水域におけるまき網漁業漁獲物の魚種別割合

資料: WCPFC 科学委員会

海外まき網漁船の国内水揚げ港は、枕崎、山川、焼津、石巻および女川。焼津に水揚げされた六〇七割は荒節に加工される

海外まき網漁船の国内水揚げ港は、枕崎、山川、焼津、石巻および女川である(図5)。水揚げされたかつおは、サイズ別に競りにかけられるが、主要港である焼津に水揚げされたかつおの六〇七割は近隣の鰹節工場で主として削り節の原料となる荒節に加工される。二〇一一年の用途別使用料は、図6のとおりであり、鰹節原料比率が最も大きく、日本で使用される鰹節原料一七万トンのうち約一〇万トンは、海外まき網漁船

(7) 水揚げ地、用途

一九八五年当時の五〇%から近年は一〇数%にまで低下している(図2)。カツオ・マグロ関係漁業全体で見ても、一九六〇年代は世界全体の六〇%を占めていたものが、近年は一〇%程度まで減少している。なお、漁獲物の構成は、年により変動がみられるものの、カツオが約八〇%、キハダが一五%を占めている(図3)。漁獲量がほぼ一定であるのに対し、漁獲金額は、経済状況や、加工業の状況、そして国際条約に基づく操業規制にも大きく左右される傾向にある。二〇〇五年頃までは、二〇〇億円前後であったが、その後は缶詰原料としての旺盛な需要に支えられて国際的に価格が上昇し、これと連動して国内価格も上昇しており、近年は二〇〇億円を上回る状況にある。なお、最近では、夏季のFAD操業禁止という人為的要素も加わり、価格の変動が激しくなっている(図4)。

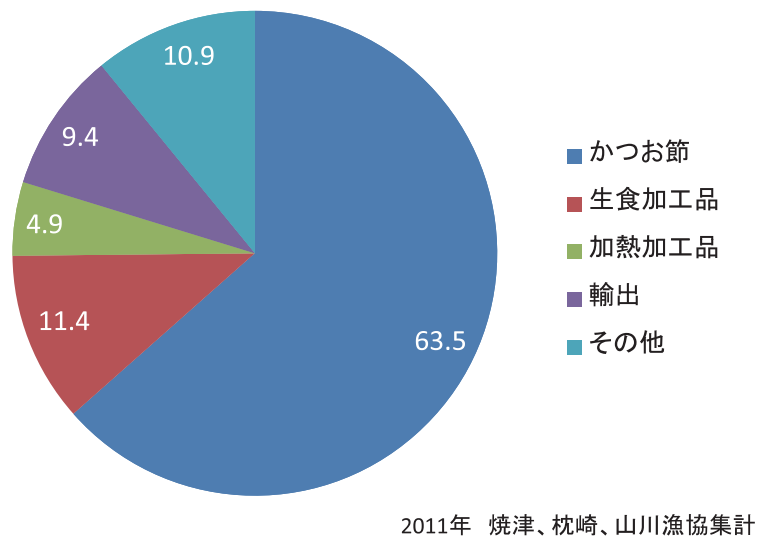


図6 用途別かつお使用料 (2011年) (単位: %)
資料: (社) 海外まき網漁業協会

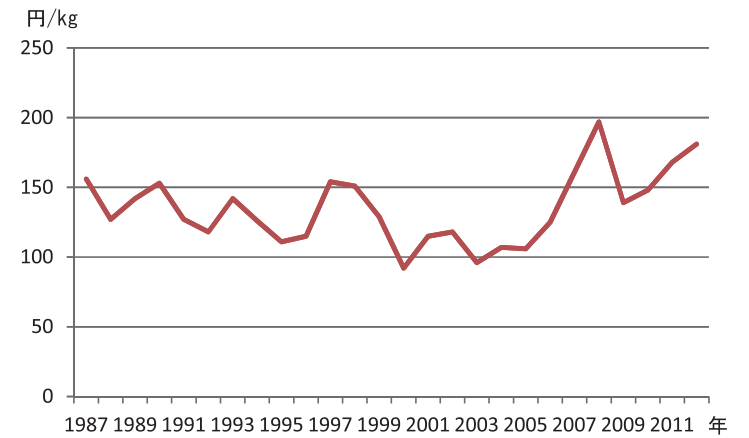


図4 海外まき網漁業の漁獲物平均価格の推移
資料: (社) 海外まき網漁業協会

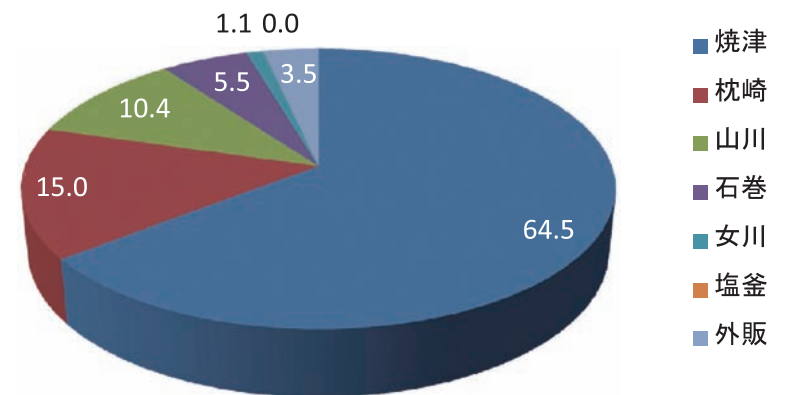


図5 水揚量の水揚地別割合 (2010年)
資料: (社) 海外まき網漁業協会

の漁獲物が使用されている。また海外では、タイ、フィリピンなどに輸出され、主として缶詰に加工されている。

世界のマグロ類缶詰の主要生産国は、タイ、スペイン、米国、エクアドル等であるが、このうちタイについては、一九八〇年以降、太平洋とインド洋の双方からの原料供給が可能であり、豊富な労働力を背景に急成長を遂げ、世界最大のカツオ・マグロ類缶詰生産国に成長している。各国の漁船団から供給される原料を用いてタイで生産された製品は、北米、中東、EU、豪州など世界中に輸出され、人口増加国や移民増加国等への安価なタンパク食料として不動の地位を確立するに至っている。

四・南方漁場をめぐる近年の変化

(1) 諸外国の台頭

中西部太平洋は、我が国の独壇場であったが、二〇〇カイリ時代の到来とともに外国勢の進出が目立つようになった

かつて中西部太平洋は、漁場からの距離も近い我が国の独壇場であったが、二〇〇カイリ時代の到来と前後して外国勢の進出が目立つようになってきた。

米国のまき網船団は、もともと東部太平洋海域（IATTC海域）が主漁場であったが、一九八〇年以降中西部太平洋海域に進出してきた。そして、一九八七年には南太平洋諸国フォーラム漁業委員会（FFA）との間で米、FFA協定を締結したが、

これは一定隻数の入漁を認める代償として、米国政府および業界が応分の支払いを行うという包括的なものであった。この協定は、その後数次にわたって延長されてきており、現在その再更新をめぐって最終的な交渉が行われている。

一方、台湾、韓国、フィリピン等のアジア勢も、期を同じくして、中西部太平洋に乗り込んできた。このため、一九九〇年代初頭には、まき網漁船がすでに二〇〇隻の大会を突破し、資源の保存管理の観点から深い懸念が示され始めた（図7）。また、同時にそれまでこの水域での漁業活動を常にけん引してきた日本の影響力が急速に失われていくことになった。そして、一九九四年に中西部太平洋のカツオ・マグロ資源管理についての問題を話し合うためのハイレベル政府間会合（MHLIC）が開始された。

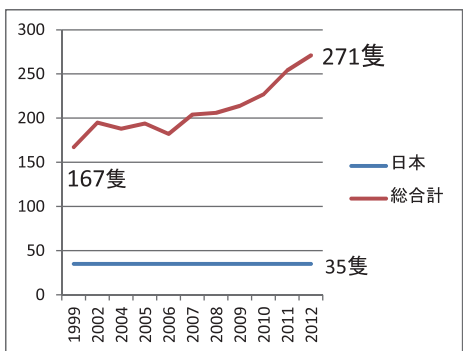


図7 中西部太平洋におけるまき網漁船隻数の推移

資料：(社)海外まき網漁業協会

(2) WCPFCの誕生と日本の参加

二〇〇四年六月、紆余曲折の末に中西部太平洋まぐろ類保存条約は発効した。ここ

に至るまでの経緯は、長く複雑であった。MHLICにおいて当初、主導的な役割を果たしていた我が国が、最終的にまとめられた条約案文において、意思決定方法が多数を占める島嶼国側に有利な内容となっており、条約決定事項に異議申し立て権がないなどを問題視し、その改善を求めたものの受け入れられなかったことから、我が国がMHLICに続いて開催された条約発効のための準備会合を欠席するという未曾有の異様な状況を招いていた。

その背景には、本条約が北緯二〇度以南のいわゆる南方水域のみならず、広く南北の中高緯度の海域までを対象としているため、我が国の近海、沖合水域も管理対象水域に含まれており、条約参加の是非は沿岸漁業や沖合漁業関係者を巻き込んだの大議論を呼び起こしていたこともある。当時、我が国は、国際捕鯨委員会やミナミマグロ管理委員会などで豪州やニュージーランドとの激しい交渉が続いており、本条約が発効すれば我が国の近海資源においてこれらの国との間に同様の紛争の懸念があったことも一因であった。

筆者は、そのような状況の下、我が国政府の代表としての立場でこの問題の解決に携わることとなった。条約に参加ということになれば、一挙に主要漁場を失いかねないとの懸念が、海外まき網漁業を含む遠洋のカツオ・マグロ漁業関係者から出される一方、沿岸漁業関係者からは、我が国の沿岸域まで、他国の干渉を受けることとなり国益を大きく損なうことになりかねないとの主張がなされた。そこで、北緯二〇度

中部太平洋マグロ保存各地の発効のための準備会合に日本は欠席、そのあと話合いの結果、我が国の主張を一部受け入れることになったので我が国の条約加盟に途を開くことになった

以北のクロマグロなどの我が国が大きな影響を受ける恐れのある資源については、同条約の下に関係沿岸国等で構成する北委員会(NORTHERN COMMITTEE)を設置して、北委員会の合意がなければ条約全体の合意としないとの案が持ち上がり、これを我が国加盟の必要条件とするとの新たな交渉が始まった。米国、豪州などに加え、島嶼国の中にも我が国のそれまでの対応に不信感を持ち北委員会の設立に疑義をはさむものも多かったが、数次にわたる交渉の結果、最終的にはこれが受け入れられるところとなって我が国の条約加盟に途を開くこととなった。

(3) WCPFCの決議をめぐって

各国のまき網漁船が二〇〇隻を上回るような状況のもとで開始されたMHLICにおいては、漁獲努力量のこれ以上の増大に対し懸念を示す声が大きくなり、二〇〇〇年には、漁獲努力量を現状で凍結することを内容とする決議が採択されている。しかしながら、島嶼国側はこのような考え方について、すでに漁船勢力を確立し、自分たちの水域の資源から大きな利益を得ている先進漁業国の利己的な理論であるとして、開発途上にある島嶼国は例外とするとの付記を加えている。

本件は、熱帯雨林の開発をめぐる南北問題と同じ性格を持つものであり、島嶼国にとっても絶対譲ることのできないポイントであり、このことが現在のWCPFCの抱

漁獲努力量を現状で凍結することを内容とする決議を採択

島嶼国側は、決議上開発の余地を確保したものの自ら巨額の建造費を要する漁船をつくることはできず、この決議の例外規定は、他国の援助なしには画餅に帰する性質のものであった

える諸問題の根源であるといっても過言ではないだろう。

島嶼国側は、決議上開発の余地を確保したものの自ら巨額の建造費を要する漁船をつくり、高度に訓練された船員を確保できるはずもなく、この決議の例外規定は、先進漁業国側の援助なしでは画餅に帰する性質のものであった。このような、問題の間に目を付けて、島嶼国に便宜置籍し大幅な増隻を果たしたのが台湾資本であり、また、島嶼国の経済雇用の拡大要望に沿って缶詰工場の建設を行う見返りに、他国には閉鎖されている群島水域での許可を得て増隻したのがフィリピンである。そして、まき網漁業の新興国であるとの主張でゼロから一〇隻を超えるまでに増隻したのが中国である。また、忘れてはならないのが、米・F F A協定のもとで四〇隻の枠を確保しつつも、それを半分以上も持て余していた米国がこれを台湾との合弁企業に許可を貸すかたちで増隻に加担したことであろう。当時二〇五隻という上限隻数を決定していたP N A諸国にとってもこれは都合のいいつじつま合わせであったが、常に他国の資源管理に口を出す米国が自らには甘いということを示したものである。そのためか、その後のW C P F C合合では米国の影響力が少ないことが多い。さらに加えて、フィリピンやインドネシア等は自国群島水域内の小型漁船による漁獲拡大を続けており、中西部太平洋は歯止めのかからない状況を招くに至っている。このような混乱状況に対処するため、その後も条約準備会議や条約発足後の年次会議でも、幾度となく漁獲努力の凍結が決議されているが、基本的には何ひとつ解決できないまま、島嶼

国の力と発言だけが大きくなっている。

(4) V D Sの導入

二〇〇七年に隻数制限に変えて隻日数(V D S)の上限を決めて制限する方式を導入した

中部太平洋の中心的な漁場を有するナウル協定参加八か国(P N A)はまき網漁船の隻数の上限を二〇五隻とするという制限を決めていたが、これでは自分たちの開発の可能性も否定するものであったため、二〇〇七年に隻数制限に変えて隻日数(V D S)の上限を決めて制限する方式を導入し、これをW C P F Cで追認させることに成功している。これにより、各島嶼国は缶詰工場などの陸上投資と見合いに新たに操業許可を発給することが可能となり、また合弁等の形で置籍する外国船にも許可を与えることが可能となった。そして、この水域内の登録漁船数は二七〇隻を超えるまでに増加することになった。V D Sの総数は、漁獲努力量を一定水準に抑えるとの考え方で形式的には整合がとられているものの、いったん建造され、操業を許された漁船は採算をとる宿命を負うことになるため、今後の資源管理に大きな不安を投げかけた形となっている。そして、後述するようにV D Sの獲得とその利用方法をめぐって大きな混乱を招くこととなっている。

五・現在何が起こっているのか

(1) WCPFCの不条理

現在は、鉄道や道路がなくても飛行機があれば世界中のどこにでも行けるし、たとえ電線が繋がっていなくても携帯電話があれば世界中のだれとでも通話が可能である。これらがうまく動いているうちは、一応用事は済ませることができているが、一日問題が生じた場合などには、長い期間の前身の技術の経験を経てこのような近代的な道具を使っている国と俄か仕立ての国との違いは大きい。

WCPFCは、インフラが最も遅れているところに、突然最新の漁業管理ツールを持ち込んだ。他のかつお・まぐろに関係するICCAT、IATTC、IOTC、CSBT（注1）などの条約では、長い歴史の中で、データ収集、解析、科学者の育成、事務局の整備、管理手法の試行錯誤を経て条約やそれに基づく規制措置を整備してきたしており、最初は先進漁業国が主体となって形を作ったうえで徐々に開発途上の沿岸国の参加を増やして今日の姿となってきた。

本条約では、発足時から漁業管理に関する蓄積や管理体制について大幅な違いのある国すべてが同時に参加し、実情は度外視したうえで世界中の各海域で発展してきた

WCPFCは、インフラが最も遅れているところに、突然最新の漁業管理ツールを持ち込んだ

様々な条約の中から最新の考え方を導入しよう
と議論を始め、条約を採択し、矢継ぎ早にまき
網を中心に規制措置を始めた。しかしながら、
実態をみると、島嶼国は圧倒的に事務処理等の
能力が不足しており、人手のかかるデータの
整合作業などはほとんど機能していない。オブ
ザーバーの一〇〇%乗船を義務付けたものの、
そこから得られたデータは倉庫に山積みされ
ているだけである。これでは、条約という管理
ツールがうまく機能しないことは目に見えてい
る（図8）。

条約という管理ツールがうまく機能しないことは目に見えていた

一方で、島嶼国は結束し、圧倒的な数の力で賛否を決定し、自らの主張と異なる結果になると、二国間の入漁交渉に絡めて要求を強行する。漁業国は、すべての漁場がいずれかの島嶼国の二〇〇カイリに属するため、この決定に従うほか操業を確保する手立てをもたない。このような状況を誰ともなくOPECに比してOTEC

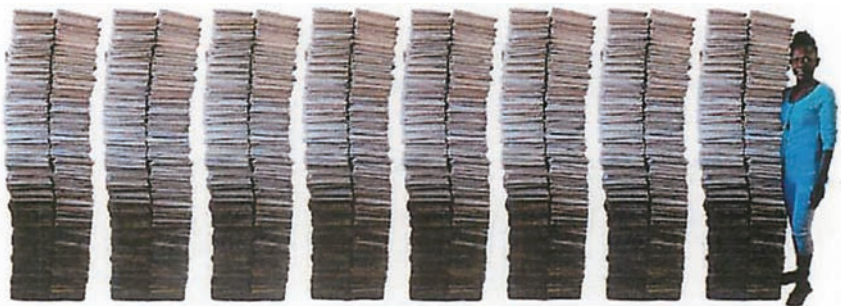


図8 積み上げられたオブザーバ報告の山

資料：WCPFC 科学委員会

(TII TUNA) といったものを射ているような気がする。そして、その最たるものが、島嶼国の二〇〇カイリ水域で囲まれたポケット公海の閉鎖である。国連海洋法で議論され確立された公海や高度回遊性魚の管理の理念などどこ吹く風のありさまである。

(2) 入漁料支払い方式の変化

当初は、一括入漁料支払い方式(ランプサム方式)が主力だったが、個別船ごとに入漁料を支払う方式も変化してゆく

我が国と南太平洋の島嶼国との入漁関係の開始は、二〇〇カイリ時代を迎えた一九七〇年代に遡る。当時から、この水域の主導的な漁業国であった日本と各島嶼国とは、それぞれ政府間あるいは民間の協定を結び、当初は、一括入漁料支払い方式(ランプサム方式)が主力であった。これは、個々の島嶼国の管理能力や取り締まりの实情からみて合理的と考えられる手法であった。その後、徐々に個別船ごとに入漁料を支払う方式へと変化してゆくが、支払額の算定は、漁獲量に市場価格を乗じた漁獲金額の一定割合(当初は三%、その後は五%が大勢)を支払うものであった。これは、いわば出来高払いともいえるものであり、漁場や漁獲が年により大きく変動する漁業の特性からみて、理にかなった支払い方式であったと考えられ、島嶼国、漁業国双方の共通認識のもとに長期間採用されてきた。

ところが、前述のように、島嶼国が二〇〇七年に漁獲努力量管理の手法として隻数制限から、隻日数(VDS)制限方式に転換したことが契機となり、二〇一二年からはVDSを一日単位で販売するという方式に一斉転換した。そして、PNAの合意事項として、VDS一日あたりの最低価格を五〇〇米ドルにするという決定も同時に行い漁業国との交渉に臨んできた。これは、従来の出来高払い方式とは全く異なる考え方であり、たとえ漁獲がゼロであっても漁労活動を行っていればVDSとカウントする、漁船側にとっては極めて不合理な方式である。しかも、一日五〇〇ドルという、遠洋マグロはえ縄漁船の一日の総経費にも匹敵する極めて高額なものであるため入漁交渉において、真つ向から対立することとなった。予測に違わず漁業国側の足並みが揃うことはなく、すべての漁業国は、限られたVDS数の中からそれぞれが必要とするVDSの確保に走り、PNA側の要求をほぼ言い値で受け入れるという結果に終わった。このVDS方式は、相手国ごとに必要見込み日数を事前購入することや使い残した日数は他の国の水域では使用できないとの原則となっているため、漁船側は予測の難しい漁場形成という制約のなかで、余裕をみて購入することとなり、結果として未使用の日数を残すという事態が生じている。このことは、実質的に五〇〇ドルの単価を上回る価格での購入ということに繋がっている。日本の海外まき網船の場合、VDS方式導入以前の入漁料(一隻あたり約五〇〇万円)と比べ、一・六倍の約八〇〇万円と大幅な増額となっている。そして、島嶼国は自国のインフレ率などを念頭に、当然のようにVDS単価の値上げを要求してくるし、二〇一二年暮からの

VDS一日あたりの最低価格を五〇〇米ドルにするという決定を行った。日本の場合これまでの一・六倍の約八〇〇万円を大幅増となる

二月末に開催されたPNA閣僚会議でVDSの最低価格を六〇〇ドルに引き上げる決定が行われた

円安は、ドル建て支払いのVDS入漁料をさらに押し上げている(図9)。

なお、二月末に開催されたPNA閣僚会議でVDSの最低価格を六〇〇ドルに引き上げる決定が行われたところである。

(3) 非操業日(NFD)問題

入漁料体系が根底から変更され、過大な入漁料の支払いが続くなか、島嶼国側は更なる値上げを目論んでおり、漁業国側は消耗戦を強いられ、正に「生き残り合戦」の様相を呈している。そのような中、PNAは更なる難問を持ち掛けてきている。VDS方式の下での入漁料支払い方式が導入され、「魚

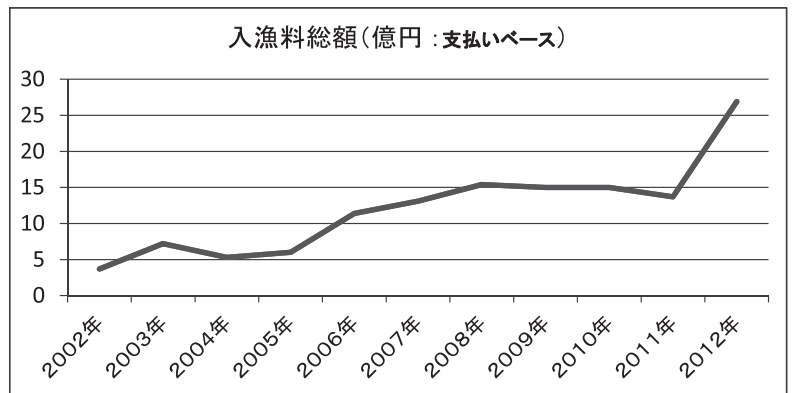


図9 入漁料支払額の推移
資料:(社)海外まき網漁業協会

入漁料の更なる値上げと同等の意味を持つ決定は、結果として実施は先送り、二〇一三年のPNA年次会議の結論も混乱を招く可能性がある

を捕ろうが水を汲もうが一日あたり最低五〇〇〇ドル」ということが始まった矢先である二〇一二年五月に、PNA年次会合は、VDSのカウント方式を変更する決定を行った。これまで、操業に直接関係しない時間帯は、VDSから除外してカウントするというものを、一時間でも操業および操業に付帯する行為をすればVDS一日とするというものであり、すでに購入したVDSを予定していたよりもはるかに短期間に消化してしまうということを意味する。このため、更なるVDSの追加購入が必ずとなり、これは入漁料の更なる値上げと同等の意味を持つ決定と考えられる。このため、個別の国々との激しい協議を重ね、二〇一二年については、協定の期中の変更とすることを避けるため、結果として実施は先送りになったが、二〇一三年のPNA年次会議においても前年と同じ原則を維持し、その管理は各国に任せるとの曖昧な決定を行ったところであり、NFDを巡る混乱は続くものと思われる。

(4) 公海の閉鎖

二〇〇九年から、まき網漁業に関してIUU漁業を防止する等の理由で、PNG、パラオ、ミクロネシア連邦等に囲まれたいわゆるポケット公海が、WCPFC条約によって操業禁止の措置が取られた。この措置は、二〇一二年三月の条約年次会議で漁業国側の反対により撤廃されたものの、PNA間の取決めによって一部のフィリピン

漁獲努力量がVDSで管理されている現在、操業の中断を招き、遠洋漁業国のみならず島嶼国の漁船にも経営上負担を強いることになった

船を除き操業を行わないこととされている。更に、ナウル、キリバス、ツバル島によって囲まれた東のポケット公海についても、島嶼国は禁止措置をとることを主張したものの、条約会議で認められなかったため同様の措置をとっている。そして、PNA側は二国間の入漁交渉と絡め漁業国にこれらの禁止措置を強いているという状況が続いている(図10)。まき網漁船へのPNA人のオペレーター乗船率が100%となっており、漁獲努力量がVDSで管理されている現在、資源管理の面のみならず漁業管理の面から見ても、これらのポケット公海の閉鎖を続ける合理的理由は見当たらず、むしろ、操業の中断を招き、遠洋漁業国のみならず島嶼国の漁船にも経営上負担を強いることになっているため、一刻も早く適切な条件の下での再開が望まれている。

(5) メバチ問題とFADの規制

海外まき網漁業の漁獲対象とする資源は、主にカツオ、キハダであるがそのほかに付随的に小型のメバチ、その他カワハギ類などの魚類が混獲される。この中で特にメバチはマグロはえ縄漁業において最重要対象種のひとつであり、資源状態も、カツオについては余裕があるとされているのに比べ、既に利用が過剰な状態であり、漁獲圧力の減少を進めることが喫緊の課題となっている。図11の資源の状況を示すいわゆるKOBECチャートでは、カツオ資源が緑色の安全範囲にあるのに対し、メバチ資源は

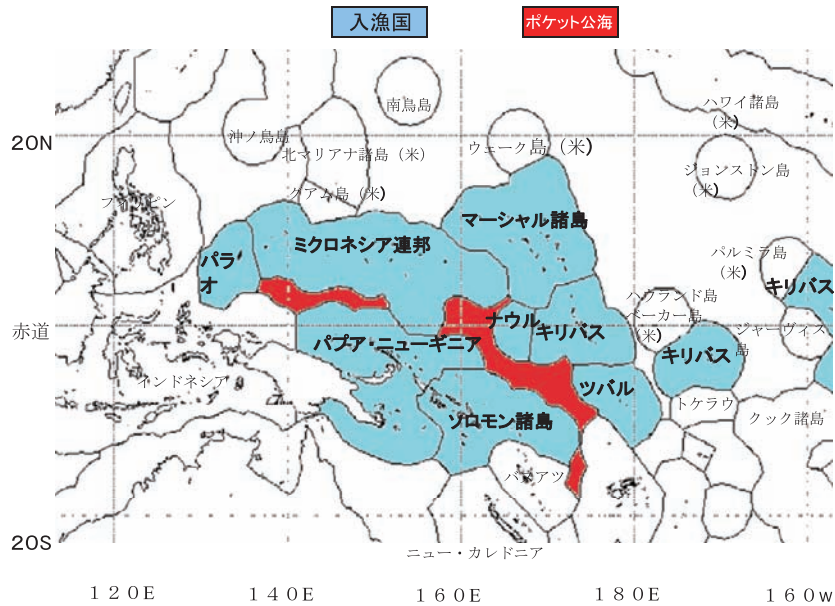


図10 ポケット公海の位置

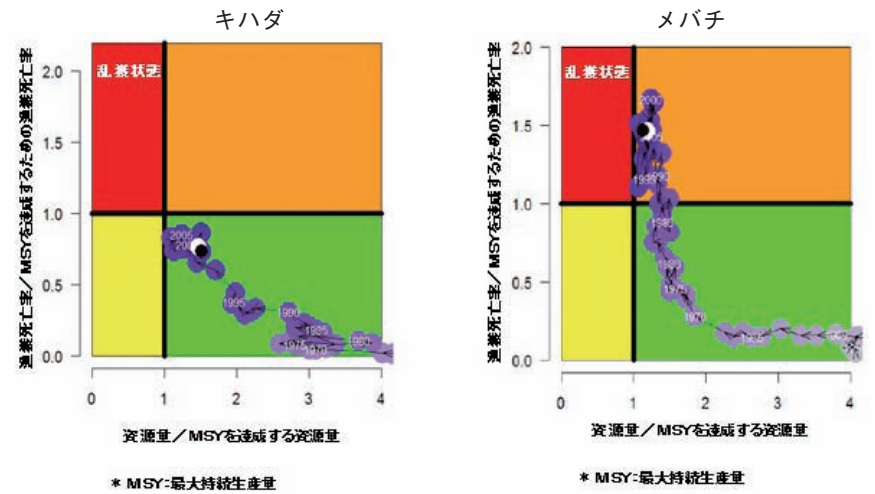
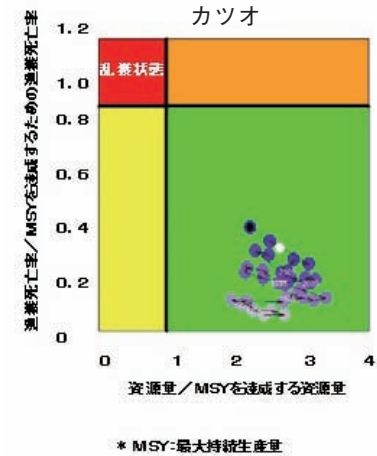


図 11 中西部太平洋の主要魚種の資源状況

資料：国際水産資源研究所（2012年）

まき網漁業について二〇〇九年
度よりメバチを二〇〇一年から
二〇〇四年の漁獲実績の三〇％
を削減する規制措置を導入

橙色の既に過剰な漁獲状況にあることがわかる。WCPFCでは、この対策のため、まき網漁業について二〇〇九年度よりメバチを二〇〇一年から二〇〇四年の漁獲実績（年平均）の三〇％を削減する規制措置を導入した。そして目標達成のため毎年七月から九月末までの三か月間のFADの使用禁止を行っている。海面に漂う木や根、人工的に放流された集魚のための漂流物体や海底にアンカーで固定された物体、いわゆるFADに集まった魚群は動きが遅いため漁獲しやすい反面、小型魚等や雑魚等の混獲が多く、前述のメバチの幼魚が混獲されることが問題になっている。一方、FADに依存しない、いわゆる素群は餌を追いかけて移動している魚群であるが、群れの動きが速く漁獲しにくいという特徴がある反面、大型魚中心で構成されるため、メバチの混獲もほとんど見られない。したがってFADの使用を制限すればこの削減目標が達成できるとの考え方に基づいている。この禁止期間はいわゆる素群（跳ね群）対象の操業のみが可能となっており、漁船側から見れば、通常の操業計画の支障となっていないのみならず、素群操業によって漁獲されるカツオがFAD操業の漁獲物と比べ脂肪が多く、主たる用途である鰹節原料に適さないという問題も抱えているし、漁獲量が減少するため魚価の大きな変動を招いている。我が国の海外まき網漁業は、WCPFCのFADの規制措置を遵守することはもちろん、禁止期間以外においても素群操業を行うものが増加しており、二〇一〇年、二〇一一年の全体操業に占める素群操業の比率は、八〇～八五％前後にまで高まっている。

削減目標を達成しているのは実質的に日本のみ、加盟国が七月～一〇月の四か月月の操業禁止か、従前の七月～九月の禁止期間に加え、FAD操業の全体回数を一定数以下に留めるか、の二つの選択肢が出ている。

一方、他国にあつては、操業隻数の増加に加え、禁止期間以外の期間にFAD操業を集中的に行うことなどから年間を通じてのメバチ削減効果は十分とは言えず、海域全体としてはメバチの漁獲量、FADの使用回数共にむしろ増加している。現在、条約会議でこの規制措置の見直しが進められているが、それにあつて、留意すべき点は、いかにして年間のFAD操業の総回数を削減することができるか、そしてこれまで削減努力を払い削減目標を達成した国の努力をどのように評価し、反映させるのかということであろう。WCPFCでは、メバチの混獲量を二〇〇一年から二〇〇四年までの実績値の三〇％を削減することを決定しているが、前記のごとくこれを達成しているのは実質的に日本のみであり、韓国や米国は逆に大きく増加させており現行規制は機能していないことを示している(表1)。二〇一二年の年次総会では、議長案として六ヶ月間のFAD禁止期間を設けることが提案されたが、本年(二〇一三年)は、本格的な規制強化について別途作業部会を設け検討することとし、二〇一三年に限り、取り敢えずの措置として各々の加盟国が七月～一〇月の四か月の期間禁止を行うか、従前の七月～九月の禁止期間に加え、FAD操業の全体

表1 メバチの国別削減目標と達成状況(単位: トン)

| 国名 | 2001-2004年 | 削減目標 | 2011年 |
|----|------------|--------|--------|
| 日本 | 5,107 | 3,575 | 2,479 |
| 韓国 | 6,276 | 4,393 | 7,383 |
| 台湾 | 14,644 | 10,251 | 11,390 |
| 米国 | 5,502 | 3,851 | 10,041 |

資料: WCPFC

回数を一定数以下に留めるかの二つの選択肢から選ぶこととされている。後者は、日本政府の提案であり、すでに削減努力を払いFAD操業を大幅に減少させている我が国まき網漁船に配慮した選択肢と考えられている。

六. 日本の海外まき網漁船の可能性

(1) 日本の独自市場と日本漁船

削り節や鯉節に由来する粉末調味料や、各種の液体調味液の需要は堅調、原料となるカツオの六〇～七〇％は海外まき網の漁獲物

鯉節は、昆布とともに日本人の食生活と切り離すことのできない「だし」の素材である。その加工は特殊であり、また長い歴史を有している。近年、枯れ節を削って使用する家庭は少なくなつたが、削り節や鯉節に由来する粉末調味料や、各種の液体調味液の需要は堅調である。そして、これらの鯉節に関係する製品の原料となるカツオの六〇～七〇％は海外まき網漁船の漁獲物で供給されている。

また、他国の漁船団が漁獲物をもっぱらバンククの缶詰加工工場向けに仕向けるため、漁場から運搬船でピストン輸送を行っているのに対し、我が国漁船団は、主として焼津や枕崎などの鯉節加工地に満船することに片道五日～一週間の航海を行って、日本へ帰国し水揚げを行っている。このことは、他国に例を見ない例外的な操業形態となっており、日本船により日本の加工工業に原料を届け、その加工製品は日本人が使

うという形態を確立させている。また、地域経済や食料の自給問題にも貢献していると思われる。

これまで述べてきたように、本漁業は、厳しい国際競争の只中に置かれており、しかも外国船にはない船型や乗組員資格などについて数々の国内規制を背負ったの操業を強いられている。入漁料や燃料費などが上昇し続けるいわば消耗戦のなか、いろいろなハンディを負った日本船団が諸外国との競争に負け、リタイヤすることにあれば、これまで日本船が供給してきた市場が外国船からの輸入に置き換わることになるだけと考えられる。そのような事例は、これまで幾度となく見てきたが、是非ともそのようなことにならないよう、関係者の更なる理解を得つつ、この日本をベースにした操業を守っていききたいものである。

(2) 世界のカツオ市場

「最も強い魚」は養殖サーモンとカツオ

過日、パプアニューギニアの漁業局長のポカジャム氏と話した時、現在世界で「最も強い魚」は、養殖サーモンとカツオということで見解の一致を見た。最強の魚とは幅広い需要に支えられたマーケットを持つ魚ということに他ならない。消費者層は異なるものの、いずれも世界各国からの需要があり、一方は、昨今の魚食志向に、もう一方は途上国の人口増加に適応している。急速に拡大した養殖サーモンの場合は、あ

カツオは、缶詰に加工され最も安価な動物性たんぱく食品として、欧米、中東をはじめ世界中の途上国からの需要が増加し、人口増加とともに消費は拡大する

らゆる調理法に向く食材として、広く欧米各国やアジア等で消費を伸ばしている。一方、カツオは、もっぱら缶詰に加工され最も安価な動物性たんぱく食品として、欧米、中東をはじめ世界中の途上国からの需要が増加しており、今後とも人口増加とともに消費は拡大すると思われる。このため、価格も高止まり傾向にあり、特に近年はFADの禁止期間に漁獲が減少することから、これが価格形成の一因となっている。

このような状況の中で、我が国の海外まき網漁業は、独自の発達を遂げてきた鯉節加工原料を主体とする日本市場に加え、世界市場にも漁獲物の一部を輸出しており、恵まれた市場環境にあると考えられる。

なお、近年、消費者が資源管理された魚を選択購入する動きが、特に欧米諸国で見られる。カツオの場合も、従前は、イルカを混獲しない漁業、いわゆるドルフィンフリーの認証が行われていたが、最近ではFADに依存しない操業で得られた魚を認証する動きがみられる。すでにPNAが「パシフィカル」という銘柄でMSC(注2)の認証を得ているし、スイスや豪州、ニュージーランドなどでは消費者団体等が認証商品を優先する動きを見せており、我が国としても今後の推移に関心を持つ必要がある。

(3) 経営コストの増大

諸外国のまき網漁船が、周年漁場に滞在し、漁獲物を運搬船に転載して主としてバ

ンコク市場に供給する形態をとっているのに比べ、我が国の場合は、満船することに日本へ帰国し水揚げを行うという独自の操業形態をとっているが、燃油価格が高い水準にある上に往復航海に燃料を消費することなどから、年間一隻あたり二五〇〇～三〇〇〇キロリットルもの燃油を消費し、二億円前後と経費の二五～三〇%を占めるのではないかとみられ、高コスト操業となっている。加えて前述の高額なVDS方式の入漁料が経営を圧迫する。さらに現在、進行中の円安がこれらに輪をかけている。

このため、このような傾向がさらに強まれば、我が国海外まき網漁業においても経費の削減につながり、また島嶼国からの要請も強い海外の港における運搬船への転載方式が増加していくのではないかと考えられる。

また、まき網漁船の場合は、すでに一〇〇%のオペザーバーの乗船が実施されており、この経費も漁船側の負担となっている、その額は一隻当たり年間三〇〇万円に上る。また、PNA諸国は、乗組員の数の一〇%をPNA諸国の出身者とすることを義務付けており、更にこれを二〇%に増やす構えであるが、熟練した乗組員の供給が難しいことから、これも経営上の負担増加になっている。外国船に比して労賃が高いことに加え、本漁業をめぐる経営環境は厳しさを増しており、更にこれが強まる傾向にある。そして、これらのすべてが、漁業者が操作することができない魚価頼みとなっている現状にあるというのが現状ではなからうか。

経営環境をめぐる条件は更に厳しさが強まる傾向にあり、これらはすべて魚価頼みとなっている。

(4) 代船建造

日本船は、国内調整上、上限トン数を三五〇トン（国際トン数約一〇〇〇トン）に制限されている。一方、諸外国には、そのような規制は存在せず、国際トン数で二〇〇〇トンあるいは、一部の欧州漁船のように、三〇〇〇トンを上回る、いわゆるスーパーセイナーによる操業を行っている。これらの大型船は、魚群発見のためヘリコプターの搭載が可能であり、漁獲制限が課せられているメバチの混獲回避のために素群操業を行う際には威力を発揮している。二〇一二年より本格的に導入されたPNAのVDSによる入漁料支払いは、全長八〇メートル以下であれば船型による入漁料の差がなく、大型船に有利になっており、国内規制によるトン数の上限撤廃は、今後、国際的な競争の中でこの漁業を継続していくための必要条件と考えられる（図12）。

このため大型化による資源への影響等を調査するため、二〇〇九年度より三隻に限って、国際的な標準船型ともいえる七六〇トン（国際トン数で一八〇〇トン）までの大型化が試験的に認められたが、これらの漁船は、外国船と同様にヘリコプターを活用した操業が可能であり、効率的な魚群発見や燃費の節約などの諸点で経営上からも優位に立っている。なお、これら三隻の試験操業船は、二〇一二年八月の指定漁業の許可の一斉更新に際し、メバチの混獲上限の条件を付したうえで正式に許可船とされた。海外まき網漁船の平均船齢が二〇一三年現在で約一九年となっており、船齢

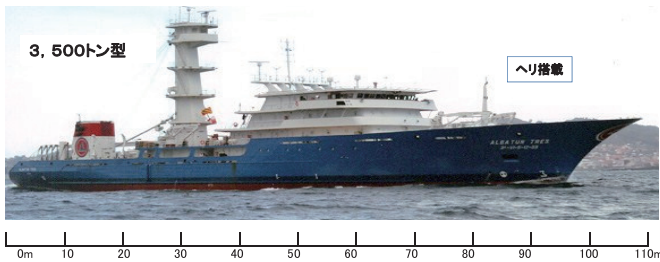
二〇〇九年度より国際的な標準船型七六〇トン三隻が試験的に認められ、外国船と同様にヘリコプターを活用しての操業が可能となる。



日本の標準船
長さ64m(ほとんどの日本船がこのタイプ)
魚艙容積 約800トン



アジア標準船(台湾・韓国・中国・フィリピン)
長さ80m(日本は4隻のみ)
魚艙容積 約1,200トン



EU標準船(仏・西)
長さ110m
魚艙容積 約2,000トン

図12 外国まき網船との船型比較
資料：川本太郎（極洋水産）

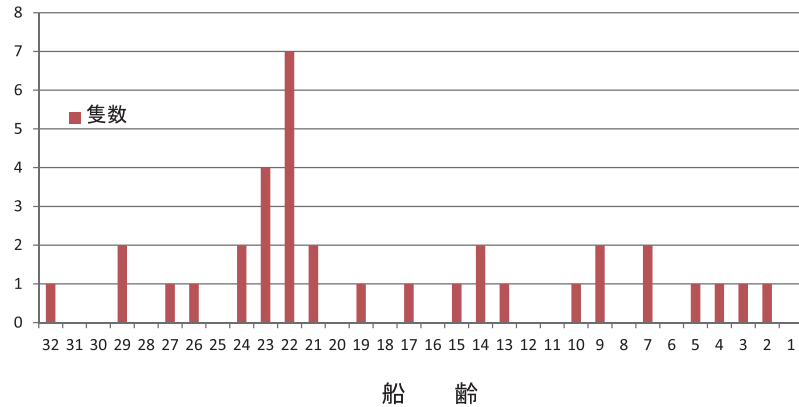


図13 船齢別海まき船隻数
資料：(社) 海外まき網漁業協会

もっとも望ましい入漁の形態は入漁料を支払う単純入漁方式であり、ここでは入漁料の高騰や操業条件の強化にどのように対応していくかがポイント

これまで述べてきたように、海外まき網漁業をめぐる漁場環境は、この数年で激変し、更に変貌しようとしている。それは、唯一の資源ともいえるカツオ・マグロ資源から最大限の利益を上げようとする島嶼国と、国ごと、企業ごとに異なる経営戦略でこの資源にアプローチしようとする漁業国との駆け引きの連続ともいえる。我が国船団にとって、もっとも望ましい入漁の形態は、現在主力となっている協定に基づき入漁料を支払う方式による単純入漁方式であり、今後ともこの方式が軸になっていくと考えられるが、ここでは入漁料の高騰や操業条件の強化にどのように対応していくか

(5) 漁場確保

が二五年を超えるものも五隻を数える(図13)。これらの船は、ドック費用等が高み、できるだけ早期に代船を建造することが必要となっているが、その際には、前記のように国際漁場環境に適し、外国漁船と対等の能力をもった標準船型とすることが喫緊の課題となっている。

現在、政府では首相自らが率いる産業競争力会議が開催され、その中で農林水産業を世界的に競争力を持った成長産業とするための戦略が検討されていると聞くが、この海外まき網漁業が抱えるような問題を早急に解決し、従来内向的であった競争力を国外に仕向けるようにする必要がある。

がポイントとなる。

ミクロネシア協定船は現地企業との合弁事業に参加する船が雇用等一定条件を満たせば、VDSをいずれの国の二〇〇カイリ水域でも使用可能という特典がある。

一方、島嶼国は、入漁料に加え、雇用の拡大や漁獲物からの付加価値を得るため、現地水揚げ、転載、陸上投資、合弁事業等の現地化をさらに増加させることを求めており、これらに参加する漁船に特別の優遇措置を与えている。その一つが、いわゆるミクロネシア協定船といわれるものであり、現地企業との合弁事業に参加する船が雇用等一定の条件を満たせば、一般入漁とは別枠のVDSを得ることができる。この場合は、VDSの価格も割安であり、また、いずれの国の二〇〇カイリ水域でも使用可能であるという特典を与えられる。我が国の海外まき網漁船の中にも、この協定船に転換するものが漸増しており、これまでキリバス、ミクロネシア連邦を根拠地に活動している。今後とも、島嶼国や他の漁業国の動向を見極めつつ、各種の入漁方法を織り交せて、海外まき網漁業全体としてのリスクを分散しながら漁場確保を図っていくことが肝要と考えている。

(6) WCPFC条約、二国間協定の課題

これからの本漁業の維持発展にはWCPFC条約の抱える問題点の解決が最重要の課題である。ポケット公海の日も早い開放は言うまでもないが、資源についても大きな懸念がある。三〇年前に、この水域でカツオが一五〇万トンも漁獲可能である

膨大な資源の持続利用のためには、水域全体としての適切な管理が欠かせない、条約は名ばかりで、実際は二国間関係による島嶼国と漁業国の利害が入り乱れて健全な資源管理が行われる環境にない

と誰も想定していなかったが、現在、それが現実になっている。その膨大な資源の持続利用のためには、水域全体としての適切な管理が欠かせないが、これまで述べてきたように、現在のところ条約は名ばかりで、実際は二国間関係による島嶼国と漁業国の利害が入り乱れる場と化しており、健全な資源管理が行われる環境にあるとはいえない。加えて、資源にとって最も重要な産卵水域を含むインドネシアやフィリピン等の群島水域内は、条約の管理の埒外になっており、ここでの固定式パヤオなどを用いた小型漁業の急速な拡大が与える影響が懸念されている。また、我が国の沿岸漁業者が懸念する南方水域の漁獲増大が日本周辺水域に及ぼす影響についても、また調査の途に就いたばかりというのが実情である。感情的な対立を招くこれらの資源問題は、一日も早く科学的に解明し、すべての関係者が納得できる解決を図ることが条約に強く求められている。

一方、二国間の入漁協定については、現在の相手国ごとにVDS入漁料を支払う方式を改善していかなければならない。前述した米国とFFAの間に入漁協定の優位な点は、何といてもVDSをFFA水域全体で使用可能なことであり、日本をはじめ他の漁業国が各島嶼国から個別にVDSを購入し、使い残しは他の国では使用できないという無駄が生じやすい仕組み（不思議なことに、島嶼国側は、この使い残したVDSを再度別の漁業国に販売することができるらしい。ある島嶼国は、漁期途中に見込みで他国に転売して当初に購入した国が操業を中断させられるという信じられない

事態まで生じた。)と比べ、効率的な使用が可能である。また、入漁料の一部を米国政府が直接負担しているという点も他国との競争に有利に働いている。我が国においても、この米・F・F・A協定の状況をみつ、今後V・D・Sに無駄が生じない手法について島嶼国側に働き掛ける必要がある。そして、これをV・D・Sの「横への広がり」と捉えるなら、一方で見方を変えて、単年度毎に繰り返される二国間交渉を、相手国への漁業協力なども織り混ぜた中長期の契約に発展させ、毎年のV・D・Sについても年度を跨る運用が可能ないように改善する、いわばV・D・Sの「縦の広がり」を探り、双方の利益に繋ぐことも有効かも知れない。そして、今後まき網漁業と同様にV・D・Sによる入漁料方式の導入が予定されているマグロはえ縄漁業とも連携し、高騰を続ける入漁料について支援を得られるよう努力していく必要がある。

(7) 日本型海外まき網漁業をめざして

独自の歴史と市場を持ち、独自の発展を遂げてきた、我が国の海外まき網漁業であるが、今後を考える上で、「日本型海外まき網漁船」という考え方もありうる。

南方漁場については、日本船はこれまでF・A・D操業への依存率を大幅に減らし、主要国では唯一、条約で決められた小型メバチの混獲削減目標も達成済みである。

世界の漁業の流れは、可能な限り環境に調和すべきであるというものであり、特にカツオのような国際商品には、それが強く求められている。日本がこれまで努力して成功してきた大目網の使用などを駆使した素群れ魚群中心の操業をさらに発展させ「F・A・Dフリー漁業」を目指すのは時代の先取りになるかもしれない。

日本独自の海外まき網の操業パターンに本邦の東部沖合水域で行う「東沖」操業があり、現在一一隻が操業許可を有している。主として夏場に日本近海に来遊したカツオを漁獲するものであり、南方漁場におけるF・A・D禁止期間と重なるため、また漁場が近接しているため効率の良い操業ができる。さらに南方と異なり公海および日本の経済水域が漁場となるため入漁料も不要であり利点は多いと思われる。今後、南方水域の漁場環境が一層厳しくなることが想定される中、この操業の利点を生かしていくことも重要であろう。

漁船漁業の振興のための主要な政策となっている「もうかる漁業」は、その前身の漁船漁業構造改革時代を含めると、すでに一〇年近く経過する。この間、主に近海のまき網漁船の省力化に適応した漁船や、底引き網漁船の建造が進められ、また、最近では遠洋マグロはえ縄漁船もこの制度を活用して、近代化が図られている。そして、あの東日本大震災で被災した漁船の復興もこの事業と同様の考え方で進められている。

これまで、この枠組みで海外まき網漁業関連では、カツオ釣りとの兼業船、近海まき網との兼業船が採用され、前者は、すでに操業を開始している。かつて、我が国の

「東沖」操業も、今後、南方水域の漁場環境が一層厳しくなることも想定される中で、この操業の利点を生かしていくことも重要であろう。

漁船漁業の多くが、複数の漁業や操業海域を組み合わせた兼業船として稼働し、投資の回収を実現してきたことを思うと、今後これに類した考え方も有意義であり、そのためにも操業開始からの数年間の経営リスクを軽減する本事業を活用していくことが考えられる。

現在、日本の海外まき網漁船は、もつとも効率が良い中部太平洋と季節的な日本の東方海域の操業を行っているが、かつては大西洋のガーナでの基地操業やインド洋操業を行っていた実績がある。このうち、インド洋についてはモンスーンの影響もあり周年操業が困難といわれているが、公海漁場が広いことや鯉節原料に適した良質のカツオが漁獲されることなどのメリットもある。現在一〇隻の海外まき網漁船がインド洋を対象とする許可を有しているが、二〇一二年時点で独立行政法人水産総合研究センターが行う調査に一隻のみが従事している状況にある。今後の海外まき網漁業のあり方を考える上で、日本近海漁場と同様に再度インド洋での操業も組み入れた取り組みが必要かもしれない。

海外での漁業を維持していく上で、発展途上にある島嶼国に対する各種援助は、漁業活動の維持にとって大きな支えになっており、島嶼国側の期待も大きい。これまでに、国際協力機構(JICA)が実施する各種水産無償や海外漁業協力財団が実施するハード、ソフト両面の援助事業は島嶼国から高く評価されてきた。たとえば漁港、魚市場関連施設の整備や漁船乗組員の研修などは現在も強い要望がある。しかしながら、昨

今の我が国の財政悪化の中で、年々これらの予算は縮減され島嶼国側の要望に十分応えることが困難な状況にある。中西部太平洋で競争関係にある国々は、たとえば米国はコンパクトマネー(注3)の供与を続けているし、中国と台湾は国家の承認問題もあって、島嶼国での大規模な支援事業を強化しており、目立つ建築物は、皆中国が作ったという国もある。このような状況を鑑みるに、我が国において隔年実施されている日本と島嶼国の首脳が集う太平洋島嶼国サミットにおいて、これまで漁業が主要課題となったことが無かったが、島嶼国も関心が強いこの漁業を中心課題にして日本らしい漁業関係の援助の挺入れを図ることが是非とも望まれる。

附 漁船漁業の将来

(1) 国内調整

筆者は、冒頭にも述べたように、三〇年も前、いわゆる海外巻網転換政策に携わった。これは世界の流れに沿った大型巻き網への進出と既存の他漁法との調整であった。当時は、カツオの漁獲は、専ら活餌を使用する一本釣り漁法が大勢を占めており、遠洋水域まで大型船を使用して漁獲を行っていた。漁獲物は、主として鯉節原料として使用されていた。このような状況の下で海外において主流となりつつある効率的漁法

インド洋操業も現在、独立行政法人水産総合研究センターが行う調査に一隻のみが従事している状況で、再度インド洋での操業を組み入れる必要があるかもしれない

何れの水域も各国の大型巻網の進出が著しい。国内事情はあるにせよ、大きく出遅れていることは事実である

の巻き網漁業への転換が検討された。当時、世界のカツオ市場は日本が生鮮刺身と鰹節向け、米国を中心に缶詰向けとなっており、特に国内のマーケットの混乱を避けるため、全体の供給量をできるだけ増やさず、価格の維持を図ることが最大の検討課題となった。そのため、大型のカツオ一本釣り漁船五隻の減船と引き換えに一隻の海外まき網漁船の操業を許可するという転換方式が採用された。つまり、国内市場の維持と、既存の漁業経営の調整に主眼が置かれた。このような考え方は、三〇年たった現在もさほど変わっていない。海外に目を向けると、周知のとおり、バンコクに巨大な缶詰加工向けマーケットが成立し、何れの水域も各国の大型巻網の進出が著しい。国内の事情はあるにせよ、大きく出遅れたことは事実である。現在、太平洋北西部のサンマ資源をめぐり、同様のことが生じている。サンマは、資源的に高いレベルにあり、開発の余地が大きいと言われている。ほとんどの主要魚種の資源状況が厳しいとされる中、資源量に比べ漁獲枠が小さく設定されている少ない事例である。我が国が主として生鮮用に中小型の棒受け網で漁獲するほか、ロシア、台湾、韓国等も公海域で大型船を用いて漁獲している。安価で脂質に富み、海外での需要が増えつつある。一方、養殖用の餌料原料の多くを海外に依存しており、その価格が高騰している中で、この資源を更に活用すべきとの指摘も強い。しかしながら、カツオをめぐる一本釣りとまき網の調整時と同じように、既存のマーケットに混乱を招きかねないという懸念が、この未利用の公海資源の開発の動きを牽制している。そして、その間に外国勢は日本

の目の前の公海での実績を着々と伸ばしている。カツオの前例の轍を踏むかどうかの問題である。

(2) 漁船漁業の振興

「もうかる漁業」事業によって漁船漁業の構造改革を推進している。省力化、省エネを図り、従前よりも少ない漁獲量でも採算が見合う操業形態を確立しようというものである

国では、「もうかる漁業」事業によって漁船漁業の構造改革を推進している。これは、従前の過剰な設備による高コスト操業を改善すべく、省力化、省エネを図り、従前よりも少ない漁獲量でも採算が見合う操業形態を確立しようとするものである。多くの船から構成される船団の船数を減らす一方、船型の大型化を図ることが合理的な場合もあるが、従前、このような場合は、常に関係する沿岸漁業や他の業種との調整がネットワークになり、実現させることが難しいというケースが多かった。そこで、地方行政機関、全国および地元業界、流通関係者などを含め、いわば地方ぐるみでモデル的な構想を立て、これに国が初期の投資リスクを軽減するための補助を行うという手法を導入し、これまで大中型まき網や沖合底びき網を中心に漁船漁業の近代化が進められている。

我が国の漁船漁業は、日本周辺海域の海洋環境の特性もあり、特に沿岸漁業において季節ごとに変化する魚種を効率的に漁獲するため、複数の漁法を組み合わせたながら経営を維持してきた。同様に、沖合漁業にあっても、例えば、サケマス流し網漁業、イカ釣り漁業、マグロ延縄漁業、サンマ棒受け網漁業などにおいて季節ごとに漁法を

台湾では、公海で操業可能なイカ釣りトサンマを兼業する漁船が相次いで建造されているという。羨ましくもある。

組み合わせ、できるだけ周年にわたって操業できるような工夫がなされてきた。しかしながら、「表作」ともいえるサケマス漁業が米ソの二〇〇海里水域の設定によって大幅に縮減され、その後は、いわゆる「裏作」漁業のみでの漁業経営を余儀なくされてきた。このことは、投下資本の回収という観点から見れば、はなはだ不合理な状況を招くにいたっている。半年足らずの操業で、周年操業を前提とした漁船を保有せざるを得ないといった事態を如何に改善できるかが試されている。漁船隻数が大幅に減少し、資源の十分な活用、ひいては水産物の自給率に赤信号が点る今日、複数の資源を効率的に漁獲し、可能な限り投下資本の稼働率を向上させるような操業形態の確立が期待される。最近、関係者から台湾の造船所では、公海で操業可能なイカ釣りトサンマを兼業する漁船が相次いで建造されているという話を聞いたが、我が国の実情を思うに羨ましくもある。

(3) 日本漁業の発展を願って

かつて、日本はマグロ延縄漁業において、ほぼ、世界を独占する形で発展してきた。その背景には豊富な資源、冷凍技術や各種の電子機器の開発、高度経済成長下での高級魚介類に対する旺盛な需要等があった。最盛期には、遠洋に出漁する大型の漁船だけで一〇〇〇隻を擁し、名実ともに世界のマグロ漁業をリードしてきた。そして、好

最盛期には遠洋に出漁する大型漁船だけで一〇〇〇隻を擁し、世界のマグロ漁業をリード、それが一転し、日本籍漁船勢力の相対的な地位の低下が進み、期待された魚価の上昇は実現できなかつた

調な経営の下で、新船の建造ラッシュが続くとともに、その被代船が、韓国や台湾に大量に輸出された。そして、これらの国を、新たにマグロ漁業に参入させ、唯一の刺身市場である日本のマーケットにおいて、自らの競争相手を作るに到った。雇用労賃等で経営的に優位に立つこれらの国からは、より安価なマグロが大量に搬入されたため、国内市場での魚価の低迷を招き、その挽回をより多くの漁獲物に求め、これが資源の悪化を招くという、いわば負のスパイラルを招いてしまった。その後、政策的に減船が繰り返され、これによって供給量を調整し、経営的に採算のとれる魚価の実現を目指した。しかしながら、前述の韓国、台湾、さらに中国からの輸入の増大は続き、日本籍漁船勢力の相対的な地位の低下が進む一方、期待された魚価の上昇は実現できなかつた。そして、コスト削減の必要性から外国人乗組員が大幅に増加する原因ともなった。我が国のマグロ延縄漁船の多くがいわゆる一隻船主であり企業の経営が難しい状況にあるのに比し、これら後発国の漁業経営は多数の漁船を持ち、また多種類の漁業を戦略的に営む企業が多く、多くの側面で優位に立った。このような状況下において、我が国業界は、魚価維持のため、これらの国に対して、我が国への輸出の自制を求めるなど、現状維持に腐心し、企業戦略として漁法の転換や海外基地操業など経営を根本から見直すという行動で大幅に出遅れた。現在、中西部太平洋は、カツオ・マグロを対象とするまき網の主漁場となっているが、ここにおいても台湾、韓国、中国等の諸国の大型まき網船との競争において劣勢となっていることは否めず、今後、

さらに発言権を増すであろう南太平洋島嶼国との関係を含め、戦略的な取り組みが求められる。

成熟した制度の下で改革を求め
る場合は、まず、制度的議論を
優先させるよりよき実例を積み
上げていく方法が適切である

この二、三〇年、世界の漁業の勢力分布は大きく変わった。停滞する国、延びる国、再興に成功した国。かつての水産大国たる日本、ロシア、韓国は苦しい戦いを強いられている中、二〇〇海里水域の設定で、自国化に成功した米国、輸出産業として飛躍したノルウェー、チリ、そして内水面漁業から海面漁業に進出し、世界一の地位を築いた中国等々。それぞれ、一律には語れないが参考にするべき点は多々ある。反省すべきは謙虚に反省し、取り入れるべきは取り入れる姿勢が求められる。そして、我が国のような特殊な歴史的背景をもち、成熟した制度の下で改革を求める場合は、まず、制度的な議論を優先させるよりもよき実例を積み上げていく方法が適切と考える。漁船漁業の改革においても、養殖業の改革においても然りである。狭隘な国土と稠密な人口という大きなハンディを背負いながら、沿岸漁業においては、津々浦々の村落そして離島や半島といった地理的不利地における社会の維持に重要な役割を果たしてきたし、沖合遠洋漁業においては、近代日本の経済発展に貢献するかたちで、当初は外貨獲得を目指し、高度経済成長下では国民の旺盛な需要に応えるかたちで進化してきた我が国漁業は、長い歴史と漁場における利害関係、それを担保する複雑な制度など、他国に見られない特殊な環境にある。また、組合組織、市場流通関係、さらに周辺産業である造船、機械、加工など多くの漁業に関連する多くの分野を抱えている。漁業

漁業の改革に当たっては、関係
者は当座の利益確保だけでなく、
中長期における漁業との共存
に深い理解を求めたい

そのものの存続が危惧されるまでになっている現在、省エネの推進や漁船漁業、養殖業の近代化は喫緊の課題であり、もし、これらに効果的な策が打てない場合、漁業のみならずこれら関係業界、ひいては地域社会そのものの崩壊を招きかねないと考えられる。しかしながら、往々にして改革を進める場合には、既存の関係者にとっては自らの利益を犠牲にするケースが多い。組合組織にあつては人員の整理につながるであろうし、省エネが進めば燃油の供給に関係する者が、養殖業において餌料の効率化を図れば、餌の供給に関連する者の利益が減少する。漁業の改革に当たっては、ぜひともこれらの関係者にも、当座の利益確保だけでなく中長期における漁業との共存に深い理解を求めたいし、現在各地で進みつつある漁船漁業や養殖業の構造改革において、メインプレイヤーの一員として参加してほしい。

これからの漁業の途に特効薬は少ないかもしれないが、豊富な経験を生かし、また、産官学がリードする形で大胆なチャレンジに挑んでほしい。多様性に富んだ日本水産業を産業的にも、地域の振興という観点からも、また、数少ない自前の資源である水産資源の活用や魚好きの国民の期待に応えるという点からも持続的に維持、発展させることは、我が国にとって主要な課題であるはずである。

注1 ICCAT、IOTC、CCSBTはそれぞれ、大西洋まぐる類保存国際委員会、インド洋まぐる類委員会、みなみまぐる保存委員会、という地域漁業管理

機関の略称である。

注2 MSCは持続可能な漁業を認証し、認証マークを与える民間エコラベルの一つであり、その団体本部は英国にある。

注3 コンパクトマネーとは、米国との自由連合協定に基づく資金援助のことである。

参考文献

社団法人 海外まき網漁業協会刊 海外まき網漁業史

川本太郎（極洋水産） 海外まき網の漁業戦略として考えられること（講演資料）
等

水産庁 太平洋島嶼国へのかつお・まぐろ入漁について（業務参考資料）等

中西部太平洋まぐろ類保存委員会（WCPFC）年次会議等資料

京都大学学術出版会刊 水産の21世紀

時事余聞

◇…沖縄普天間飛行場のオスプレイは三月六日、初の飛行訓練を行った。全国で六ルート予定されているが、今回は岩国基地を拠点に紀伊半島から四国までのオレンジルートだった。和歌山、徳島、高知、愛媛四県の上空を通る。このほかグリーンルート、ピンクルート、ブルールート、イエロールート、パープルルート、五ルートを予定。いずれも高度六〇メートルの低空が指定範囲。

◇…実は日本の国内規制はきつい。航空法で人や家屋の密集している地域では最も高い障害物の上端から三〇〇メートルの高度、人または家屋のない広い上空で一五〇メートルの距離を保つこととされている。しかし米軍機と国連機は適用除外である。オスプレイの低空飛行は勿論法律にはふれない。それに爆音被害は言語に絶する。しかもオスプレイとなる普通の爆音より更に強い。住民感情からすると耐えられないに違いない。

◇…それも日米地位協定で日本側は

文句をつけられない。普天間の爆音訴訟は爆音被害を認めたものの米軍の飛行差し止めは棄却された。地位協定は米軍が駐留している国はどこでも結んでいる。同じ敗戦国であるドイツでは一九九三年に改定し米軍基地周辺でも米軍機の飛行禁止区域や低空飛行も国内法と同じように禁止している。イタリアでは軍事訓練や演習などはイタリア政府の許可が必要としている。韓国も日本と大同小異、被害者よりも加害者の権利が優先、尊重される仕組みとなっている。

◇…とはいうものの日米関係の基本が揺らぐと日本を囲む北のロシア、北朝鮮、韓国、中国は直ぐ足許につけ込んでくる。民主党政権時代を思えば容易に想像がつく。特に尖閣をめぐる中国の攻勢はきつい。中国は十日、全国人民代表大会で海洋局に権限を集中した「国家海洋委員会」をつくることを決めたほどだ。沖縄県尖閣諸島を巡る日本との対立を見据えたもので、実体は第二の海軍である。日本も無防備であってはならぬ。(K)

編集後記

海外まき網漁業についてこれほど精細に書かれた論評は希少であろう。海外まき網は、わが国の食文化に欠かせない鰹節の原料となるカツオの大半を供給するなど、他国と異なる独自の歴史と市場のもとで発展してきた。そんな重要な漁業が現在、激しい国際競争の只中にあり、経営環境は厳しさを増しているという。本論では同漁業がこれから目指すべき方向や課題について述べられている。卓抜な論評に心から感謝申し上げます。

「水産振興」 第五四三号

平成二十五年三月一日発行

(非売品)

編集兼
発行人 井上恒夫

発行所

〒104-0055 東京都中央区豊海町五番一
号 豊海センタービル七階

一般財団法人 東京水産振興会

電話 ☎ 三五三三八二一一
FAX ☎ 三五三三八二一六

印刷所 (株)連合印刷センター

(本稿記事の無断転載を禁じます)

ご意見・ご感想をホームページよりお寄せ下さい。

URL <http://www.suisan-shinkou.or.jp/>

平成二十五年三月一日発行（毎月一回一日発行）五四三号（第四十七卷三号）